

座間市パートナーシップ宣誓制度（案）に関する意見公募（パブリックコメント）実施結果について

募集期間：令和4年7月15日～8月15日

意見提出者：19人

意見総数：39件

No.	意見の概要	市の考え方
制度全般について		
1	<p>パートナーシップ制度は他の自治体では既に実施されています。座間市として今後すべきことは、パートナーシップ制度を様々な方面で活用できるよう各機関、サービスに周知徹底し、パートナーシップ制度が結婚と同等の扱いとされるよう、取り組みを進めることだと考えます。</p> <p>市民の高齢化による市の財政危機などを考えると、「ここで暮らしたい」と思う人をどんどん増やす取り組みをしてほしいです。</p> <p>パートナーシップ制度はその一歩だと思えます。制度があっても理解が広まっていなかったり、実質的な力を持っていない市政では意味がなく、魅力もないので、ぜひ今後は制度の拡充に力を入れていただきたく、お願いします。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> <p>今後、本制度の趣旨が適切に理解されるよう、市民や事業者へ周知啓発を図るとともに制度の拡充に努めてまいります。</p>
2	<p>とても良い考えで賛成です。</p> <p>男女問わず好きな人と婚姻関係を結ぶことは素敵なことだと思います。特にこの制度を導入して損することはないと思われます。性別関係なく個人を尊重して、インクルーシブな市にもなるのではないかと思います。</p>	
3	<p>この制度は長期的にカップルだけでなく、また異性愛者も含む「おひとりさま」など多様なライフスタイルをもつ市民の安心につながる契機になると思いますが、制度を作って終わりではなくこの制度を皮切りに、婚姻の届出ができない「さまざまな事情」をより掘り下げ、その解決や緩和につながる施策を打ち出してほしいと思います。</p> <p>一般住民も性的マイノリティ等「さまざまな事情」をもつマイノリティ市民も、互いのプライバシーに最低限の配慮をしながら、相互に尊重し合って暮らせる地域を作るためには、息の長い取り組みが必要です。その第一歩としてこの制度を広く広報することと、市民への定期的・継続的な意識調査、これらに基づく施策のアップデートを行っていただくことも期待します。</p>	
4	<p>生活の様々な局面で当該パートナー及び家族が守られるよう行政はもちろん各事業の整備にも力を注いで頂きたいです。その為にも、マイノリティ支援をしてきている支援団体、当事者団体とも協力体制を築いていただきたく思います。</p> <p>この制度が実際に施行されて以降、全市民に広く告知され、各事業者、関係団体とも協議しながら制度を浸透させ、満足度の高い街づくりをしていただくよう求めます。</p>	
5	<p>性的マイノリティの暮らしについて、差別や格差解消のためには、パートナーシップ宣誓制度もとても重要ですが、その運用にあたっては、ぜひ職員の皆様、地域の皆様へも、性的マイノリティの状況や暮らしにくさを知っていただくようなイベント・研修などを希望したいです。ニュースなどで報じられることも多くなっていますが、地域に住む人たちがなぜ見えにくいのか、その中でどうしたら共に尊重し合いながら生きられるのか、この宣誓制度の制定が、そういったことをともに考える機会になることを望んでいます。</p>	
6	<p>多様な生き方を選択できる社会づくりを進めていて、その一環としてこの制度を作りたいという内容になっていますが、この制度をつくることで本当に誰もが安心して暮らせるような環境を作れるのでしょうか。</p> <p>海外でおこっている事件（女性だと自称する身体は男性の人が女性の場所に入って来て性暴力をふるう等）を耳にすると不安になります。幼い子供や若い女性などは、特に不安な状況に置かれるのではないのでしょうか。</p>	
		<p>研修会の開催等、機会を捉えて本制度の周知と性的マイノリティに対する理解促進に努めてまいります。</p>
		<p>本制度は、宣誓されるお二人の抱える生きづらさや、日常で直面している困難を解消する一助として実施するものです。本制度の趣旨及び性的マイノリティに対する理解促進に努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
7	この制度を必要とされている方がどの位いらっしゃるのでしょうか。あえてつくる必要性があるのでしょうか。	本制度は、同性、異性を問わず、性的マイノリティや事実婚など、様々な事情により婚姻の届出をしていない、または届出ができないお二人を対象としています。また、本制度は、お二人のパートナーとしての思いを尊重し、市として受け止めるものです。 なお、この制度は要綱を制定して実施するものであり、民法上の婚姻とは異なり、法的な効力が発生するものではありません。 いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
8	今までの対応で充分です。 わざわざパートナーシップ宣誓制度として新たに取る必要は全く無いです。	
9	もう一度市民の意見をしっかりと受け止めて再度検討して下さいをお願いします。	
10	「生きづらさを緩和」とありますが、座間市に対してどのような生きづらさの相談があり、件数は何件あるのか提示願います。それにより「パートナーシップ制度」が必要かどうか判断できると思います。相談の内容によっては、「パートナーシップ制度」を制定しなくても、現在の法制度の運用で対応できるものもあるのではと思うのですがいかがでしょうか。	
11	座間市のパートナーシップ宣誓制度(案)を必要として、利用したいと考えている方はどれくらいいらっしゃるのか調査なさっての制度導入でしょうか。まずは当事者の方が座間市にどれくらいいらっしゃるのか、パートナーシップ宣誓制度(案)を必要とされている方はそのうちの何パーセントくらいか調査してからの話ではないでしょうか。	
12	パートナーシップというとこれは同性同士の方という意味でしょうか。法的には効力がないということですか。制度をつくったら、日頃の生きづらさがどの位緩和されていくのでしょうか。具体的に知りたいです。制定しなければ解決できない問題なのでしょうか。	
13	企業なども制度を整えたり、サービスを提供している所も多くなっていますので、行政による制度化は不要であると思います。	
14	「パートナーシップ制度」は、同性婚の法制化の足がかりと認識しておりますが、座間市は「パートナーシップ制度」を、同性婚の法制化の足がかりと認識していますか。同性婚の法制化については、現在、国内で賛否が分かれているようですので、座間市としては、慎重に判断していただければ有り難いです。	
15	座間市のすすめるパートナーシップ制度について。まず、ひとくちにパートナーシップと言ってもなにに対する制度なのか解りにくい事から、LGBTについてを、LGB +Tと分離して考え、それぞれ前者LGBを性的指向(性的嗜好)、後者Tを心的障害(広義での病い)の一種、と再定義し直してみると、その当事者の本質的問題が僅かに異なる事がわかります。その上で意見するならば、前者LGBTについては根本的に、その個々人の性的指向(あるいは嗜好)によるところが大きい筈であり、しかも両親との遺伝的『血統的な』繋がりを持つ子供など生まれようが無いと言う事実。それを無視して『形式だけ』一般の婚姻と同義、同等の扱いを望むということに違和感を覚えます。婚姻という形が認められないことでどの程度、彼等彼女等の生活に社会的不備が生じるのか。その様な制度を導入しなければならないほど人口的に多いのなら別ですが、マイノリティと言われるくらい少数派(それもごく一部)の人達に気を遣って創る制度では無いと感じます。後者Tについては、自分ではどうしようもない心と体の相反に苦しむ人も多いと認識しているのですが、そこへの正しいアプローチは、このパートナーシップ制度の導入ではありません。当事者の心のケアを考え、そういった人達に対しての差別・偏見を無くすことには賛成ですので、より市民に理解される制度をすすめて欲しいと願います。	

No.	意見の概要	市の考え方
16	パートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティーの皆様が、望んでいる政策とは限らないと思います。また課題の多くは、現行法で対応可能で、性的マイノリティーの抱える問題や不便・不利益は、既に対策が取られているものや、現行法のもとで解決できるものも多くあることから、まず制度ありきには反対します。	本制度は、同性、異性を問わず、性的マイノリティや事実婚など、様々な事情により婚姻の届出をしていない、または届出ができないお二人を対象としています。また、本制度は、お二人のパートナーとしての思いを尊重し、市として受け止めるものです。なお、この制度は要綱を制定して実施するものであり、民法上の婚姻とは異なり、法的な効力が発生するものではありません。いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
17	パートナーシップ宣誓制度は、導入した自治体の内容を見ると、LGBTQカップルのためにあるといえますが、パートナーシップ宣誓制度（案）を見ると、「市長は、この制度の趣旨が理解されるように、市民及び事業者への周知啓発に努める」とあり、これでは、やがてLGBTQカップルの婚姻を考慮しないのは常識から外れているという風潮に陥りかねないと考えます。倫理の押し付けと受け止められても仕方がない状況です。伝統を重んじ法の下で安心して生活を送っている多くの人たちが、“多様な生き方の選択ができる社会”になることによって、不合理で不愉快さを抱くような生活を送るようになってしまわないか大変危惧しています。急速な道徳観の変化についていけないのです。令和4年10月に導入によって何かが変わるのか具体的理解を得た上で、この宣誓制度の導入の可否決定を行っていただきたいです。	
18	神奈川県ほとんどの自治体でこの制度が先駆けでできているので、まずその現状を調査して、良い点、問題点、改善点を把握してから、座間市ではどうするかを検討すべきで、10月から施行するのは早すぎると思います。	
19	同性を対象とした座間市のパートナーシップ制度に反対します。憲法にあるように、結婚は男女以外は認められません。結婚制度はただの恋愛とは違うと思います。結婚制度は子供を産み育てる男女の関係に、特別な保護を与えています。同時に貞操、相互扶助などの義務も課しています。男女の結婚には他の関係とは異なり、公益性があります。簡単に崩してしまつては、子供の人生と社会の未来が崩壊します。LGBTへの差別ではありません。結婚制度をちゃんと理解していないのです。こんなことがまかり通るなら、日本の未来は希望がありません。	
20	パートナーシップ制度の前に、家庭教育の充実をすべきではないかと思ひ反対です。今こんな制度をつくれれば、逆に、男女の結婚が曖昧になるのではないか。若い人たちが安易に同性愛に走るのではないかと、懸念事項は沢山あると思います。今は、非婚・晩婚化で少子化が進んでいるだけでなく、離婚も多く、児童虐待や貧困問題等、一夫一婦の結婚が崩れている事で沢山の問題が起こっている時代です。むしろ、男女の結婚の意義を再認識して、再生、強化すべきだと思います。	
21	今回の座間市のパートナーシップ宣誓制度に反対します。現在、日本では少子化対策で努力していますが、歯止めがかからず苦勞している状況です。結婚するということは、子供を生み増やし養育するという大切な仕事を担うことでもあります。座間市が行おうとするパートナーシップ宣誓制度は、少子化に拍車をかけるのみで、なにも良いものを生み出さないと考えます。	
制度の内容について		
22	「パートナーシップ制度」は、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が多様性を認め、独自に同性婚を願うカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行する制度だと認識しておりますが、それでよろしいでしょうか。もしそうだとすると、パートナーシップという表現があまりにも抽象的で曖昧です。これでは、正確な判断ができません。再度、趣旨をはっきりしていただければ有り難いです。	本制度は、同性、異性を問わず、性的マイノリティや事実婚など、様々な事情により婚姻の届出をしていない、または届出ができないお二人を対象としています。また、本制度は、お二人のパートナーとしての思いを尊重し、市として受け止めるものです。なお、この制度は要綱を制定して実施するものであり、民法上の婚姻とは異なり、法的な効力が発生するものではありません。今後、制度の趣旨が適切に理解されるよう、様々な機会を捉えて周知啓発に努めてまいります。いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。

No.	意見の概要	市の考え方
23	性的マイノリティ当事者において、まだまだ社会的に偏見や差別が存在し、パートナー同士と一緒にいるだけで偏見にさらされることが都会以外では多々あります。そういう事情で周囲にカミングアウトしていない性的マイノリティ当事者でも制度利用できるよう、窓口での対応とともに、希望者には市役所内会議室など個室での申請受付・交付を可能にさせていただきたいと思います。	今回のパブリックコメントでは、制度（案）の概要についてお示ししております。詳細は、今後作成予定のガイドブック等で記載してまいります。
24	座間市パートナーシップ宣誓制度の文章には、「様々な事情により婚姻の届け出をしていない、または届け出が出来ない2人を対象とした」との表現がなされています。 異性愛の事実婚の方も利用できることはとてもよいと思います。一方で、パートナーシップ制度の全国的な取り組みの拡大の背景として、同性間のパートナーには婚姻の届け出を出しても受理されず、婚姻を希望しても選択肢のない状況です。そして、婚姻の平等がない状況では、婚姻という制度にまつわる様々な社会的保障がない、ということでもあります。 そのため、市としても、現状の性的指向・性自認による格差があること、またそういった文脈における「生きづらさの緩和」という認識を、この制度の実施に当たっては文章やホームページでも表明していただくと、より効果的ではないかと思います。	
25	公正証書を作成することをおすすめする記述を設けてほしいです。 当該制度においては法的拘束力がなく、配偶者控除や相続にかかわることは非婚姻者と同じ扱いになります。もし現行制度でパートナーに遺産相続したいなどの希望があれば、公正証書を作成することをおすすめしており、それを当該制度の案内にも載せていただくと便利かと思います。	御意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。
26	トランスジェンダーなどで通称名を使っている場合を考慮し、通称名で発行できる方法をお願いします。	宣誓書等の氏名の記載に際し、戸籍に記載されている氏名に通称名を併記することができます。 その場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示する必要があります。
27	戸籍関係届出と同じく、夜間・休日対応と、郵送での対応をしてほしいです。 婚姻届や死亡届など戸籍関係書類の届出は、夜間・休日・郵送でも対応しているかと思います。 「市役所まで距離がある」「コロナ感染が心配」「障害があり自力で役所まで出向けない」など、様々な事情で平日開庁時間内に市役所に来庁できない制度利用希望者も想定できます。そのために、夜間・休日の受付と、郵送対応をしていただきたいと思います。もし書類上の不備がある場合は戸籍関係届出と同じ対応で良いかと考えております。	宣誓されるお二人の意思確認と本人確認をさせていただくため、事前予約のうえ、必ずお二人で市役所にお越しください。 ただし、病気等の事情のため、お二人での来庁が難しい場合にはご相談ください。
28	ただ宣誓書を発行するだけでなく、何らかの市の行政サービスとリンクさせて頂きたいです。 例えば、市営住宅の入居、県営住宅入居の申し込み、市職員に対するパートナーシップ休暇、結婚祝金、葬祭扶助金など…。	いただいた御意見を踏まえ、今後検討してまいります。
都市間連携について		
29	すでに座間市の周囲の市はすべてパートナーシップを導入しています。導入後、是非これらの市と相互利用を締結して頂きたいと思います。	まずは本制度をしっかりとスタートさせることが重要であると考えます。将来的な近隣自治体との連携を見据え、いただいた御意見は今後の制度実施にあたり参考とさせていただきます。
30	この制度が座間市に留まらず、全県、全国規模で利用できるようになることを期待します。そのためには相模原市と川崎市のように自治体間の相互利用制度を導入して転出・転入時の手続きを簡略化したり、大和市、海老名市、綾瀬市、相模原市など県央の周辺自治体と協議の場を継続的に設け、各市での制度の活用状況や制度運用上の課題を話し合う場を設けるなど、近隣自治体との広域的な連携の拡大・発展を期待します。 米軍キャンプがある座間市は、多様な国籍、人種、立場の人が暮らす街です。パートナーシップ宣誓制度は男女共同参画に限らずさまざまな多様性を尊重し合う街づくりの一環と考えられますので、もともと多様な市民が共生するこの座間市が、近隣自治体も含めて誰もが今以上に暮らしやすくなるよう、こうした議論のイニシアチブを発揮してくれることを願ってやみません。	
31	相模原市では、都市間連携協定を締結している自治体があり、転居に伴う手続きの簡略化に取り組まれています。婚姻制度がそういった手続きが不要であることをとって、手続きを簡略化していただけることも、細かいことですが、格差の解消になるのではと感じます。	

No.	意見の概要	市の考え方
ファミリーシップ制度について		
32	<p>セクシャルマイノリティへの支援は、パートナーシップ制度だけでは不十分です。市の制度案の趣旨にあるように、全ての方の人権が尊重され、多様な生き方を選択できる社会づくりを進めていこうとするならば、誰もが安心して暮らせるような環境づくりという点でも、パートナーシップは勿論のこと、ファミリーシップ制度まで踏み込んで制定していただきたく思います。今はカップル及び家族の形態も多様化しています。旧態依然とした家族観から現代のニーズに即した家族観に視点を切り替えていただき、市内に暮らす誰もが我慢を強いられることなく、ストレスなく安心して暮らせる制度設計をしていただきたいと思います。</p>	<p>まずは本制度をしっかりとスタートさせることが重要であると考えます。将来的な近隣自治体との連携を見据え、いただいた御意見は今後の制度実施にあたり参考とさせていただきます。</p>
33	<p>「パートナーシップ」から「ファミリーシップ」へ パートナーシップ宣誓制度の利用を希望する方の中で、過去に婚姻していて申請時点で未成年の子（実子・養子問わず）がいる場合や、異性パートナーにおける事実婚状態で子がいる場合、「親」同士がパートナーシップを結んでいても、制度案上では子は「他人」とされてしまいます。現行法で照らし合わせると、親権の案件で裁判を行う必要がありますが、当該制度においては法的拘束力がないからこそ、「家族」である証明を希望される方も想定されます。その点から、「パートナーシップ」とともに、その子の「ファミリーシップ」もご検討いただけたらと思います。</p>	
34	<p>現在全国的にも、パートナーシップだけではなく、カップル間の子供も含めた宣誓ができるファミリーシップ制度の制定が広がりつつあります。同性のカップルでもステップファミリーや多様な家族形態から、お子さんのいる家族もあり、お子さんの存在の尊重としても、ファミリーシップ制度への今後の検討を望みます。</p>	
その他		
35	<p>座間市のLGBTの相談窓口を充実させ、個別に対応して、個々の事例に対して、行政が優しく対応できる体制づくりが必要だと思えます。</p>	<p>御意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>
36	<p>宣誓したカップルがそれまで抱えていた生きづらさがどのように緩和したのか（しないのか）、市民生活においてこの制度をどう活用したのか、あるいは不当な待遇を受けることがなかったか等、当事者に対する継続的な調査も必要だと思えます。個々の当事者カップルの宣誓の動機、この制度の活用方法、あるいは宣誓の前後に受けた不当な待遇などがわかれば、その後の施策の改善・充実にも役立てることができます。</p>	
37	<p>パートナーシップ宣誓制度が座間市でも導入されることは、様々な理由で婚姻の届け出の出来ない、または婚姻制度に該当しない戸籍上同性間の方のパートナーシップを宣誓する機会として、とても必要なものだと感じます。</p>	
38	<p>自治体ごとのパートナーシップの制度が広がることはとてもよいと感じますが、婚姻にまつわる様々な保障、職場での福利厚生、住まいの選択などの日常の多岐にわたる場面で性的マイノリティは壁にぶつかり、時間や経費がかかり、また保証されない不安を持っていると思えます。同性パートナーの方がみな婚姻制度を利用するわけではないと思えますが、それは、異性愛の方と同様、生きていく上での一つの選択肢としてのものであり、『婚姻届を出せる選択ができる＝婚姻の平等』という状況になることが、すべての人の人権を尊重するという視点から、今後必要だと考えます。</p>	
39	<p>佐藤市長は市民運動から市長になったとお聞きしました。ですから、LGBT当事者の調査をして、問題点をお聞きして、画一ではなく女性市長として座間市しかできない、地域に寄り添った、優しく細やかな政策をお願いします。</p>	